

第47回 岡山支部評議会資料

1. 平成28年度保険料率について
2. 平成28年度事業計画(案)について
3. 健康経営・健康宣言事業所の普及について
4. その他

平成28年1月15日(金)



全国健康保険協会 岡山支部

協会けんぽ

議題1 平成28年度保険料率について

1. 本部運営委員会における料率の議論について①

本部運営委員会での運営委員の主な意見は次のとおりでした。（前回評議会資料より再掲）

- 単年度収支均衡が原則であり、**引き下げるべき**である。ただし、将来的に引き上げる局面がくることを理解する必要がある。激変緩和措置については、比較的緩やかに進めるべきである。現在、地域医療構想による医療提供体制の調整等に関与しており、その結果に対して責を負うという観点から、医療提供体制の変化と激変緩和措置の引き上げは同時期が望ましい。
- 中小企業は引き続き厳しい経営状況にあると実感している。保険料率については、**下げられるときには下げるべき**である。激変緩和措置については、様々な見解があり、期限まで緩やかに進めていくべきと考える。
- 保険料率を**引き下げたとしても、中長期的に保険料率が現行の10%を超えないように**、安定的に運営すべきである。
- 介護保険は3年周期という中期を見通した施策により安定的な運営を図っている。赤字構造が解消されておらず、診療報酬改定や消費税増税等の将来の要因を考慮すれば、**現行の保険料率を維持し、保険財政を中長期的に安定させるべき**である。
- 将来的な医療費の伸びを鑑みれば、**中期的な保険料率の安定性を重視すべきであり、引き下げるべきではない**。ただし、漫然と保険料率を維持するのではなく、保険者機能の発揮による医療費の適正化を進めていく必要があると考える。激変緩和措置については、加入者の理解が得られる範囲に留める必要があり、インセンティブ制度の指標も同様と考える。

1. 本部運営委員会における料率の議論について②

料率に係る議論の経過は、次のとおりです。下記のとおり、厚生労働省に要請することとなりました。

運営委員会の意見（まとめ）

- ・平均保険料率については、維持と引下げの意見に分かれた。
- ・激変緩和率については、現行の激変緩和措置の期限を前提として、平均保険料率維持の意見のもとでは均等引上げに異論がない一方で、平均保険料率引下げの意見のもとでは当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれた。

過去5回の運営委員会の意見を踏まえて、理事長に判断が委ねられた。

「理事長判断」の主旨

背景

- ・保険料率を上げた時の思いは、中長期的に安定した財政運営の実現が目標であったこと
- ・国庫補助率16.4%が実現した背景には、国民の血税を投入してでも協会けんぽの財政を安定させるという政府・国会の判断があったこと（国庫補助率20%という課題も残る）。

判断材料として 次の点を重視

- ①中長期的に安定的な保険財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること
- ②負担の限界である平均保険料率10%を、可能な限り長期にわたって超えないようにすること
- ③激変緩和措置については、その拡大に関する長期の計画を踏まえること

上記のほか、判断に当たっては、次の点も踏まえる。

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が解消されていないこと
- ・今後の被保険者の賃金上昇率や被保険者数の増加については慎重に見込んでいくこと

厚生労働省への要請事項

- ・平成28年度の平均保険料率は10%で維持
- ・激変緩和率については4.4/10（現行3.0/10）

2. 平成28年度保険料率について(見込み)

平成28年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、次のとおりです。

岡山支部の健康保険料率

10.10%(現行より+0.01%)

※全国平均保険料率は10.00%(据え置き)

※激変緩和率が10分の4.4に変更の場合の料率(現行10分の3.0)

※変更時期は平成28年3月分(平成28年4月納付分)から

介護保険料率(全国一律)

1.58%(現行と同率)

○ポイント

- 全国の平均保険料率は10.00%で据え置かれるものの、激変緩和率の拡大に伴い岡山支部の保険料率は0.01%引上げとなる。
- この改定による保険料負担は、平成28年3月分から月14円増。(標準報酬月額28万円の被保険者に係る労使折半後の保険料負担)

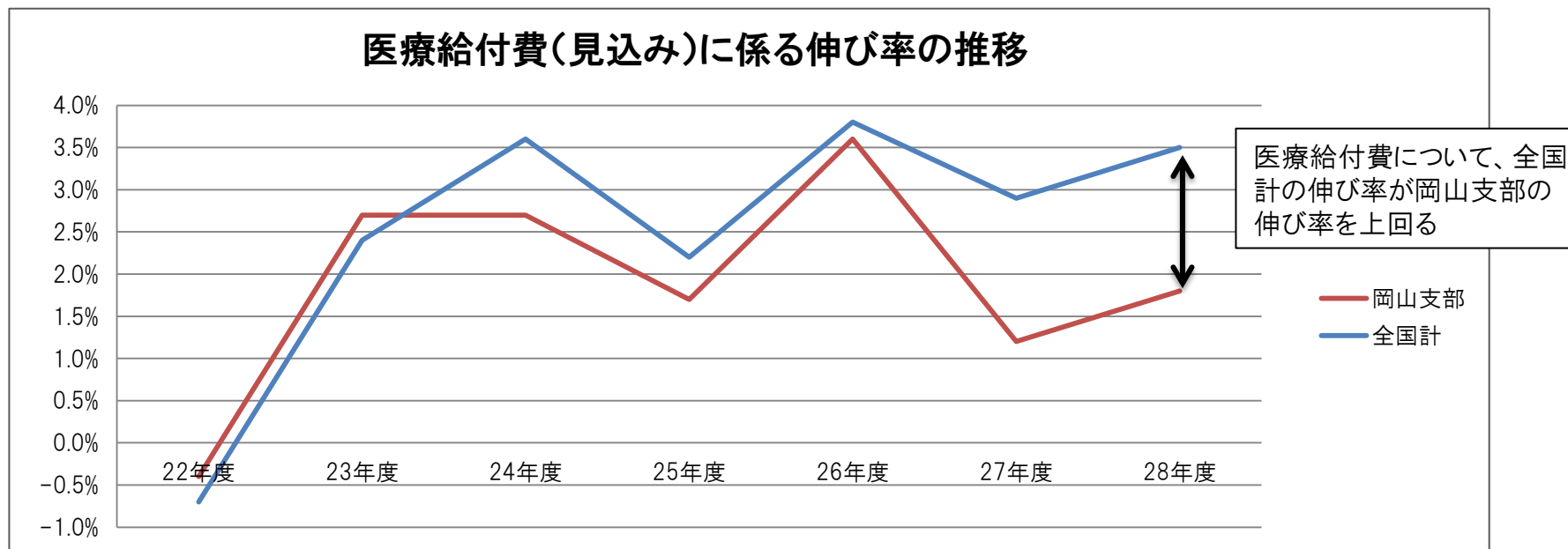
3. 保険料率算定に係る基礎データの推移について①

(単位:百万円)

①医療給付費の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
岡山支部	74,806	74,493 (-0.4%)	76,494 (2.7%)	78,585 (2.7%)	79,955 (1.7%)	82,828 (3.6%)	83,809 (1.2%)	85,328 (1.8%)
全国計	3,563,004	3,539,265 (-0.7%)	3,625,374 (2.4%)	3,755,173 (3.6%)	3,837,778 (2.2%)	3,984,962 (3.8%)	4,100,554 (2.9%)	4,246,063 (3.4%)

※ カッコ内の数値は対前年度比の増減



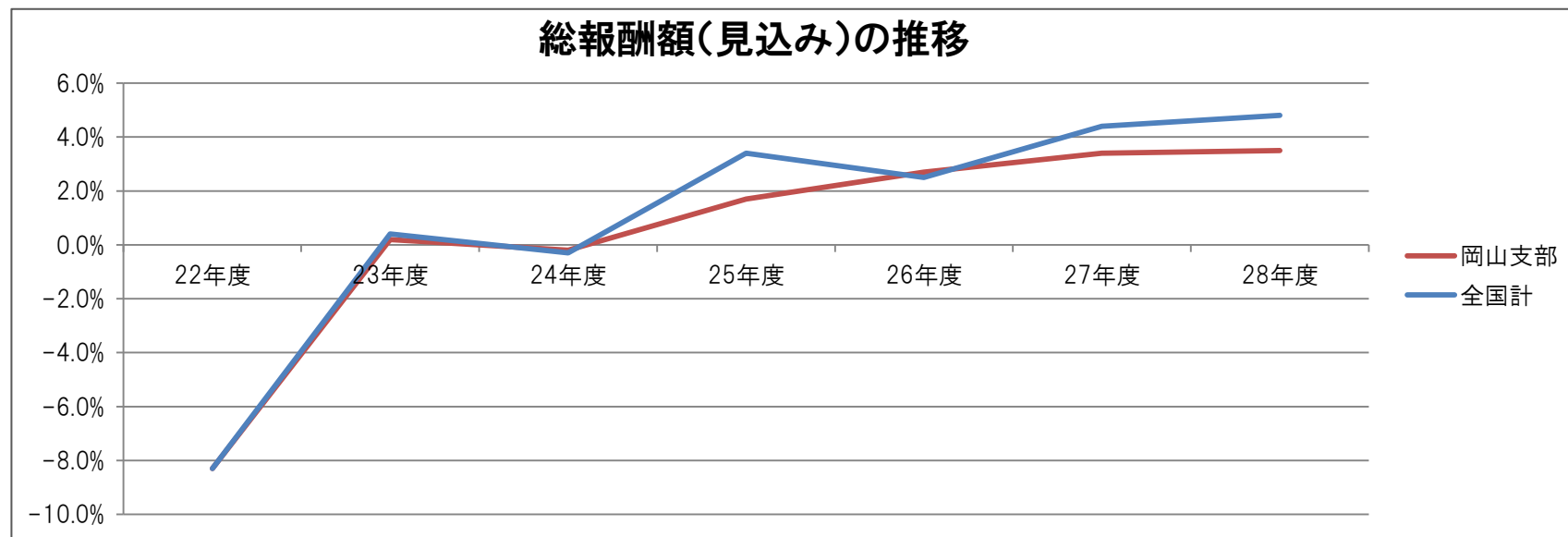
3. 保険料率算定に係る基礎データの推移について②

(単位:百万円)

②総報酬額の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
岡山支部	1,519,101	1,392,506 (-8.3%)	1,395,136 (0.2%)	1,392,743 (-0.2%)	1,416,675 (1.7%)	1,454,335 (2.7%)	1,503,447 (3.4%)	1,556,132 (3.5%)
全国計	77,331,629	70,922,222 (-8.3%)	71,229,715 (0.4%)	70,981,735 (-0.3%)	73,362,730 (3.4%)	75,161,724 (2.5%)	78,484,568 (4.4%)	82,223,691 (4.8%)

※ カッコ内の数値は対前年度比の増減



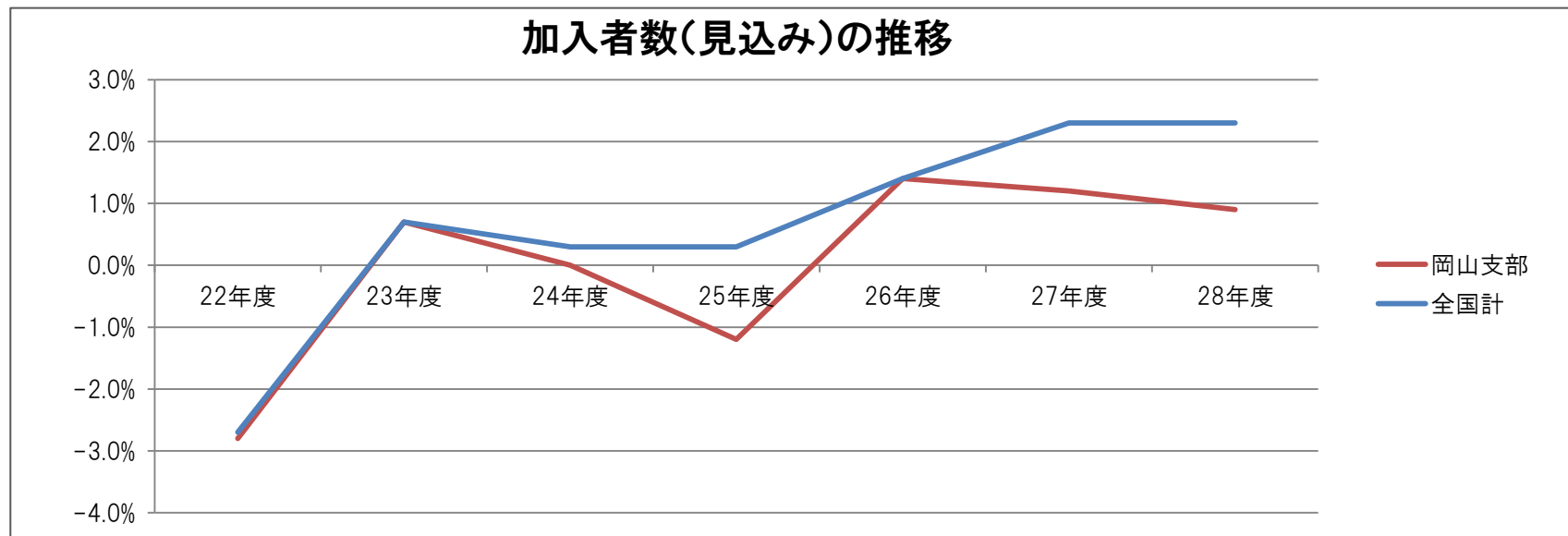
3. 保険料率算定に係る基礎データの推移について③

(単位:百人)

③加入者数の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
岡山支部	7,233	7,028 (-2.8%)	7,075 (0.7%)	7,073 (0.0%)	6,985 (-1.2%)	7,086 (1.4%)	7,174 (1.2%)	7,242 (0.9%)
全国計	355,481	345,990 (-2.7%)	348,399 (0.7%)	349,530 (0.3%)	350,470 (0.3%)	355,520 (1.4%)	363,720 (2.3%)	372,010 (2.3%)

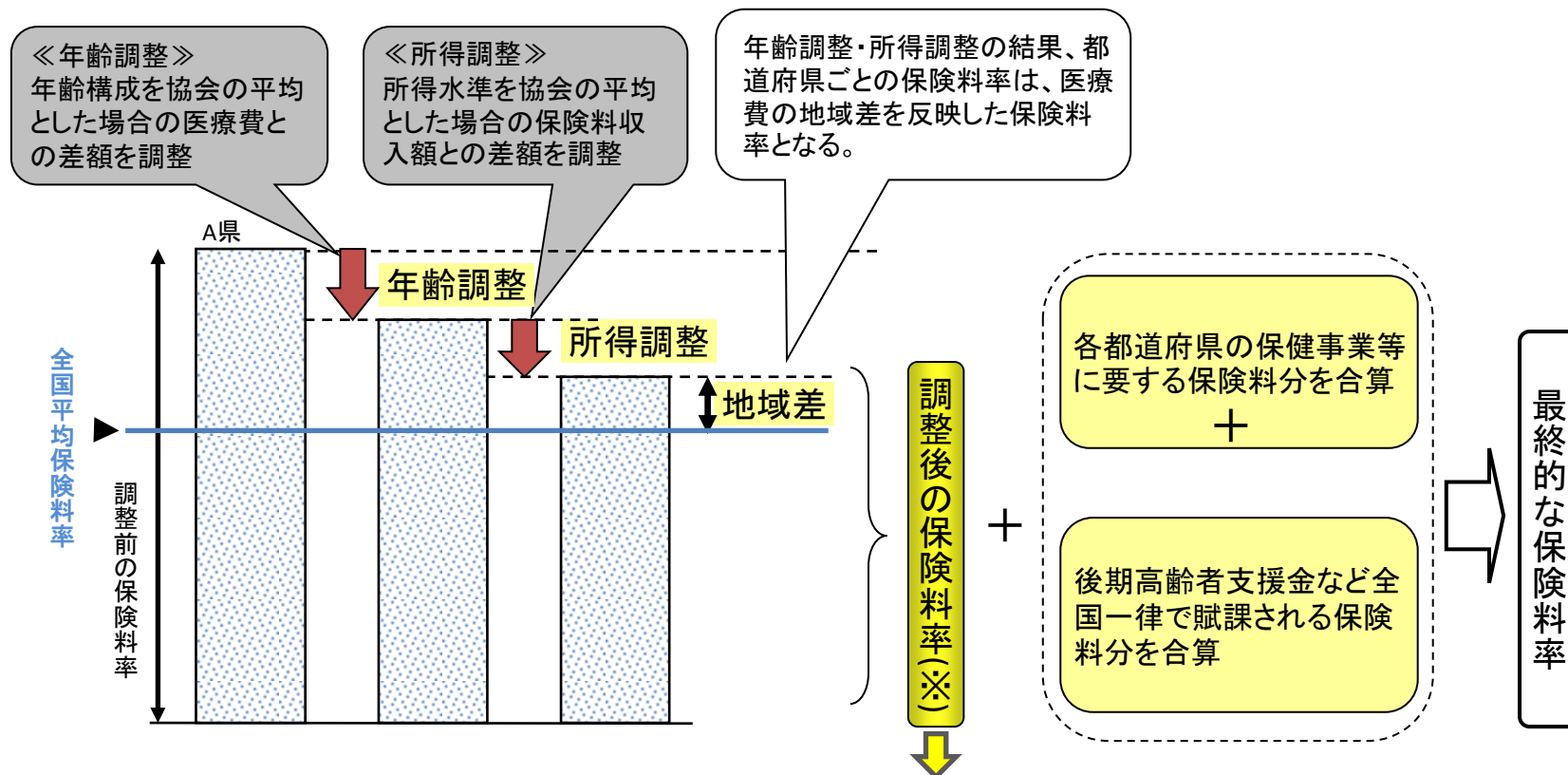
※ カッコ内の数値は対前年度比の増減



4. 都道府県単位保険料率と激変緩和措置について①

年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなるといわれています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。

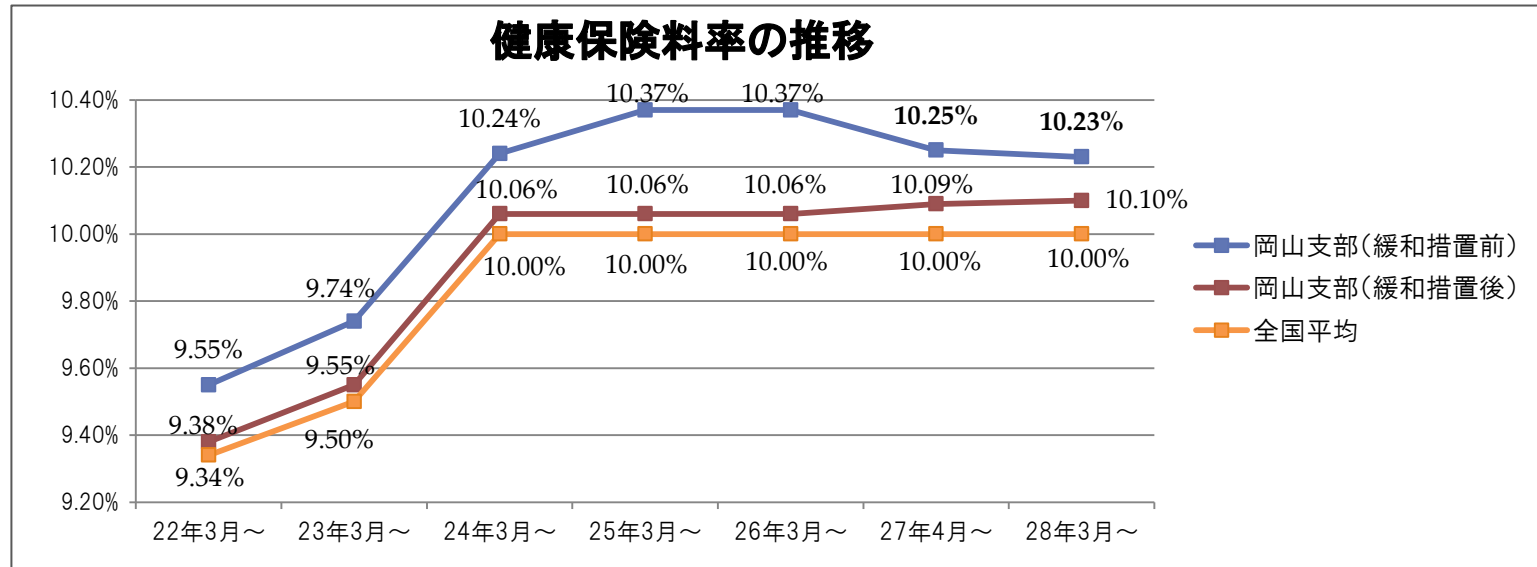
都道府県単位保険料率のイメージ(年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例)



(※)激変緩和措置が、平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では激変緩和措置の期限は平成32年3月31日)までの間、講じられることになっている。また、災害等特殊事情についても、適切な調整を行うこととしている。

4. 都道府県単位保険料率と激変緩和措置について②

岡山支部における保険料率の推移は、次のとおりです。
平成28年3月以降の激変緩和率は、10分の4.4です。



激変緩和率及び保険料率の推移

	21年9月～	22年3月～	23年3月～	24年3月～	(25年3月～)	(26年3月～)	27年4月～	28年3月～
緩和率	10分の1.0	10分の1.5	10分の2.0	10分の2.5	(10分の2.5)	(10分の2.5)	10分の3.0	10分の4.4
緩和措置前 (岡山支部)	8.36%	9.55%	9.74%	10.24%	(10.37%)	(10.37%)	10.25%	10.23%
緩和措置後 (岡山支部)	8.22%	9.38%	9.55%	10.06%	10.06% (10.15%)	10.06% (10.16%)	10.09%	10.10%

※25年度、26年度の保険料率は凍結したため、実際には24年度保険料率と同率です。

5. 準備金残高の推移について

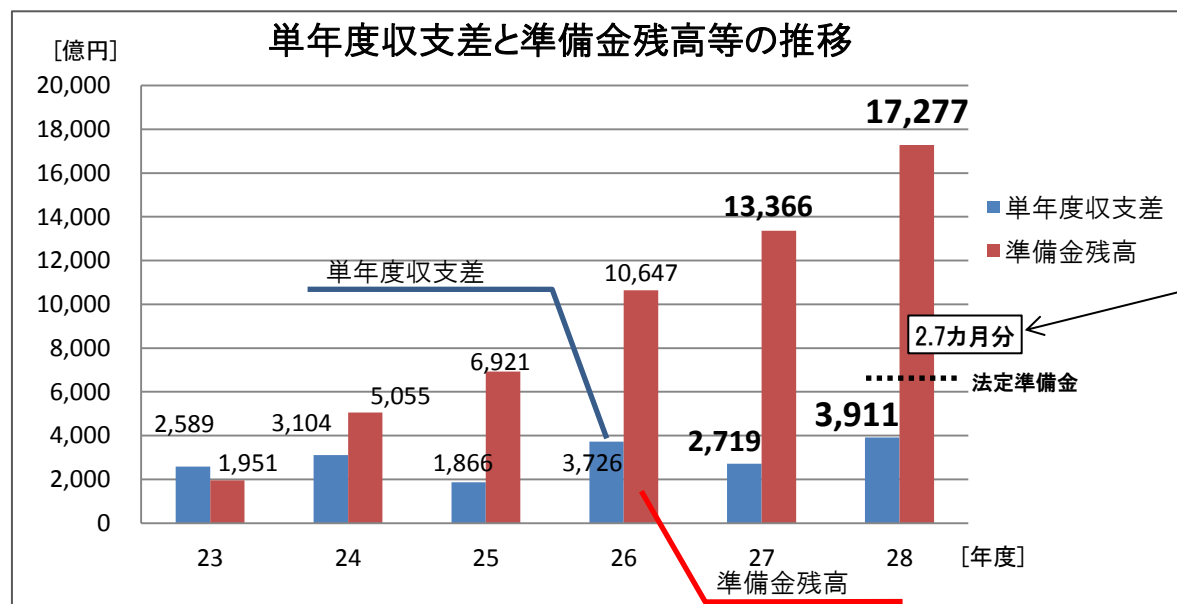
直近の収支見込(医療分)によると、平成27年度は単年度収支差2,719億円、準備金残高1兆3,366億円の見込み、また平成28年度は単年度収支差3,911億円、準備金残高1兆7,277億円の見込みとなっています。

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

法定準備金(見込み)

単位:億円

28年度	29年度	30年度	31年度
6,300	6,500	6,600	6,600



○ 準備金残高は法定準備金の2.7カ月分

安定的な財政運営のためにも、どの程度の準備金を積み立てるべきか？
中長期的に安定した財政運営を行うための要件とは？

※27年度は平成27年12月時点の収支見込
28年度は政府予算案を踏まえた見込

平成28年度の法定準備金の見込みは6,300億円であり、準備金残高1兆7,277億円を大きく上回っています。加入者及び事業主の立場から言えば、激変緩和率の拡大に伴い都道府県単位保険料率は引上げとなりますが、その変動を相殺する程度の平均保険料率の引下げは必要と考えます。

6. 国庫補助に係る財政特例措置について

平成27年5月に成立した国保法等一部改正法により、次のとおり、医療保険制度が改正されました。

国庫補助の減額特例措置

- 国庫補助率の特例措置が平成26年度末で期限切れとなる協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間、16.4%と定め、その安定化を図る。ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当分額を翌年度減額する特例措置を講じる。

	本則規定(健康保険法)	附則規定
改正前	16.4%~20%の範囲内で政令で定める割合	当分の間13% (22年度~26年度まで16.4%)
改正後	13%~20%の範囲内で政令で定める割合	当分の間16.4% (期限の定めなし)

国庫補助の見直し

- 協会けんぽが今後保険料率を上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば、措置を講じる。

○ 国庫補助から減額

協会けんぽへの国庫補助率は恒久的に16.4%に定められましたが、準備金の積み立て状況により減額される仕組みとなっています。

平成27年度の準備金は(法定準備金を超えて)新たに積み上がる見込みであることから、新たな超過分の16.4%に相当する額が28年度予算の国庫補助から減額となります(205億円減額となる見込み)。

議題2 平成28年度事業計画(案)について

1. 健診及び保健指導の目標実施率等について

平成28年度における健診・保健指導の実施率等の目標数値は次のとおりです。

(1) 「健診」の目標数値				
被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 246,095人)				
生活習慣病予防健診	実施率	60.0%	実施見込者数	147,600人
事業者健診データ	取得率	15.0%	取得見込者数	36,900人
被扶養者(受診対象者数:75,526人)				
特定健康診査	実施率	22.0%	実施見込者数	16,600人

(2) 「保健指導」の目標数値				
被保険者(実施対象者数:36,900人)				
特定保健指導	実施率	22.7%	実施見込者数	8,370人
協会保健師実施分	実施率	19.2%	実施見込者数	7,085人
アウトソーシング分	取得率	3.5%	取得見込者数	1,285人
被扶養者(受診対象者数:1,511人)				
特定保健指導	実施率	19.0%	実施見込者数	287人

2. 特別計上に係る経費について

特別計上に係る経費(最終案)については、下記のとおりです。

(単位:千円)

事項	取組名	経費	支部予算枠			
			うち特別計上	うち郵送費	(総報酬按分)	
保健事業 その他の	●支部予算枠を超過する部分が特別計上分となる					
	(新規)	岡山県歯科医師会と連携した歯科検診事業	1,993			
			1,993	0		5,060
適正化 医療費	●全額が特別計上分となる					
			0	0	0	-
支部独自のサービス向上のための取組み	●支部予算枠を超過する部分が特別計上となる					
		・紙媒体による広報(定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子(しおり)の作成等)	2,492			
		・地方自治体や関係団体との連携強化(各種イベントやタウンミーティング等)				
	広報・意見発信	(新規) 健康経営の普及等に資するセミナー、対話集会の開催	610			
		(新規) 地方自治体や医療関係団体を実施するイベント等の共同開催	297			
		(新規) 第2回おかやまマラソンへの参画	1,054			
	・その他の広報 (テレビ、ラジオ、ウェブ、新聞、フリーペーパー等のメディア系媒体を利用した広報、その他)					
			4,453	0		4,472
その他	●全額が特別計上分となる					
			0	0	0	-

経費合計	6,446千円
特別計上	0千円

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ①

平成28年度 事業計画(岡山支部)

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ○保険者機能の発揮による総合的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・医療圏ごとの地域医療構想調整会議への参画や他保険者との連携を通じた意見発信 ・日本健康会議を踏まえた健康宣言等に取り組む事業所数の拡大 ・ICTを活用したソーシャルマーケティングを踏まえた受診勧奨及び魅力ある集団健診の実施 ・地方自治体と連携した特定健診・がん検診の同時実施の更なる推進 ・県、大学等と連携したCKD重症化対策の実施 ・地域医療の機能強化を目指した関係団体と連携した情報発信等による地域医療連携パスの活用 ・運動習慣の定着や食生活の改善等健康づくり事業を通じた健康寿命の延伸 ・加入者利益の実現に資する新たな協定の締結 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画に基づく各種事業の実施 ・良質かつ効率的な医療の享受に向けた地域医療への保険者としての関与 ・重複受診の防止等、加入者に対する医療サービスの適切な利用の啓発を図るため、医療関係団体と連携した「かかりつけ医」の普及啓発 ・歯周病、生活習慣病の予防を目指した医療関係団体と連携した歯科健診事業の実施 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・未治療者への受診勧奨による重症化予防の推進 ・被扶養者資格の再確認業務の的確な実施 ・効果的なレセプト点検の推進による医療給付費の適正化 ・医療機関における資格確認業務の実施 ・傷病手当金等の審査業務の強化による現金給付費の適正化 ・適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 ・適正受診に資する周知広報 ○健康宣言等に取り組む事業所数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・県、経済関係団体、マスコミ等と連携したイベントの開催

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ②

項目	実施内容等
1. 保険運営の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・県、医療関係団体等と連携したイベントの開催 ・お試し調剤に係る広報チラシの作成等を通じた使用促進 ・ジェネリック医薬品未切替者へのアンケートを踏まえた新たな使用促進策の検討 ・ジェネリック医薬品製薬会社への啓発活動強化の働きかけ ・医療機関等への訪問によるアンケート調査の実施 ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等のお知らせの実施 ・「希望シール」等の配布 ・他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施 ○地域医療への関与 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想を含めた医療計画の進捗状況の確認及び今後の計画策定を見据えた意見発信 ○調査研究の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・人口構造の高齢化等を踏まえた地域ごとの受療動向等地域医療に係る現状の把握 ・政策提言や事業展開に資する加入者調査の実施 ・保険者協議会を通じた他保険者とのデータ共有、専門家を活用した医療費データ等の分析の推進 ○広報・意見発信の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画の推進、健康宣言事業所数の拡大に資する広報 ・地方自治体や医療関係団体等と連携した各種広報の実施 ・他団体が発行する広報紙を活用した広報の推進 ・各種事業に係る積極的なプレスリリースの実施 ・関係団体と連携したイベント等を活用した保健事業等の推進に資する情報発信 ・健康に関するイベントへの参画を通じた各種事業の周知広報 ・各種チラシやホームページ、メールマガジン等を活用した広報 ○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員への効果的な広報や情報提供による活動強化 ・更なる委嘱数の拡大に向けた各種取組の検討

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ③

項目	実施内容等
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・対話集会での意見交換やお客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 ・健康保険給付に係るサービススタンダードの適正な管理及び実施 ・各種申請書及び届出書の郵送化の更なる促進 ・任意継続被保険者に係る保険料の口座振替の利用促進 ○高額療養費制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関を通じた限度額適用認定申請書の受付等による加入者の利便性の向上 ・医療機関でのポスター掲示等による限度額適用認定制度の周知広報を通じた限度額適用認定証の利用促進 ・高額療養費の未申請者に対する確実な申請勧奨 ○傷病手当金等制度改正の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正等に係る適切な周知広報 ○窓口サービスの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・支部窓口及び年金事務所出張窓口に係る体制の見直しを含めた効率的かつ効果的なサービス提供 ○被扶養者資格の再確認 <ul style="list-style-type: none"> ・無資格受診の防止及び高齢者医療制度への拠出金の適正化を目的とした被扶養者資格の再確認業務に係る事業主及び日本年金機構との協力及び連携による的確な実施 ○柔道整復施術療養費の審査の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等への照会の強化及び制度の更なる周知広報による適正受診の促進 ・不正請求事案等の地方厚生局等への情報提供 ○傷病手当金及び出産手当金の不正請求の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・事業所への立入検査の実施等による不正請求の防止強化 ○海外療養費支給申請における重点審査 <ul style="list-style-type: none"> ・架空請求や治療を目的とした渡航等の不正や不適切な請求の防止に向けた審査強化 ○効果的なレセプト点検の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・内容点検の推進を図るための情報共有、外部講師による研修の充実等を通じた点検スキルの向上 ・資格点検の推進を図るための加入者資格の全件確認

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ④

項目	実施内容等
2. 健康保険給付等	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷点検の推進を図るための負傷原因調査に係る未回答者への提出勧奨の強化 ・医療機関における資格確認業務の効果的な実施を通じた資格点検業務の効率化 ○適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・法的手続きによる債権回収の強化 ・訪問、電話、弁護士名の催告文書等による新規発生債権の早期回収に向けた適正な債権管理の推進 ・資格喪失後受診等に伴う債権の保険者間調整による債権回収業務の推進 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化 <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構との連携による資格喪失後の保険証の回収の徹底 ・保険証返納の不芳事業所への訪問等による返納催告 ・医療機関でのポスター掲示等による保険証の適正使用に係る周知広報
3. 保健事業	<p>(1)健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:246,095人) <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率60.0%(実施見込者数:147,600人) ・事業者健診データ 取得率15.0%(取得見込者数:36,900人) ○被扶養者(受診対象者数:75,526人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率22.0%(実施見込者数:16,600人) <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>(2)保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者(受診対象者数:36,900人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率22.7%(実施見込者数:8,370人) <ul style="list-style-type: none"> (内訳)協会保健師実施分 19.2%(実施見込者数:7,085人) アウトソーシング分 3.5%(実施見込者数:1,285人) ○被扶養者(受診対象者数:1,511人) <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率19.0%(実施見込者数:287人) <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>(3)その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療関係団体と連携した歯科健診事業 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>(4)データヘルス計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位目標1:CKDに係る保健指導を受けた者のeGFRが上昇する。

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ⑤

項目	実施内容等
3. 保健事業	<p>下位目標1:新たな国民病としてのCKDへの理解が深まり、該当者数が減少する。 上位目標2:代謝リスク保有率、又は検査平均値(空腹時血糖、HbA1c)が低下する。 下位目標2:自身の健康に関心を持つようになり、特定健診・特定保健指導実施率が向上する。 また、未治療者等の重症度の高い者への認定看護師による個別指導や当協会のフォローアップ 保健指導の実施数が向上する。</p> <hr/> <p>(5)受診勧奨対策 <input type="radio"/>セルフ健康チェック「自宅で自己採血・血液検査」の実施 <input type="radio"/>生活習慣病予防健診の受診勧奨事業 <input type="radio"/>特定健診の受診勧奨事業 <input type="radio"/>事業者健診結果データの提供勧奨事業 <input type="radio"/>特定保健指導の実施促進事業</p>
4. 組織運営及び 業務改革	<p><input type="radio"/>組織や人事制度の適切な運営と改革 ・支部が目指す組織風土の定着に向けた職場づくりの推進 ・創造的業務への積極的な取組を通じた職員の企画力の向上 ・新人事評価制度の適切な運用による組織目標の達成</p> <p><input type="radio"/>コンプライアンス、個人情報保護等の徹底 ・ヒヤリハット事例の定期的な把握等を通じたリスク管理体制の強化 ・研修等による法令等規律の遵守や個人情報の適切な取扱いの徹底</p> <p><input type="radio"/>人材育成の推進 ・職員の業務意欲の向上を目指した支部長表彰の実施 ・支部における業務改善・提案制度を通じた職員の解決力等の育成 ・定例ミーティング等を通じた職員の更なる意識改革による加入者本位の徹底</p> <p><input type="radio"/>業務改革・改善の推進 ・業務改善を提案しやすい環境の整備 ・部門間連携の強化を通じた業務の更なる効率化の推進</p> <p><input type="radio"/>経費の節減等の推進 ・節電対策等を踏まえたコスト意識の向上による一般事務経費の更なる節減</p>

3. 平成28年度岡山支部事業計画(案)について ⑥

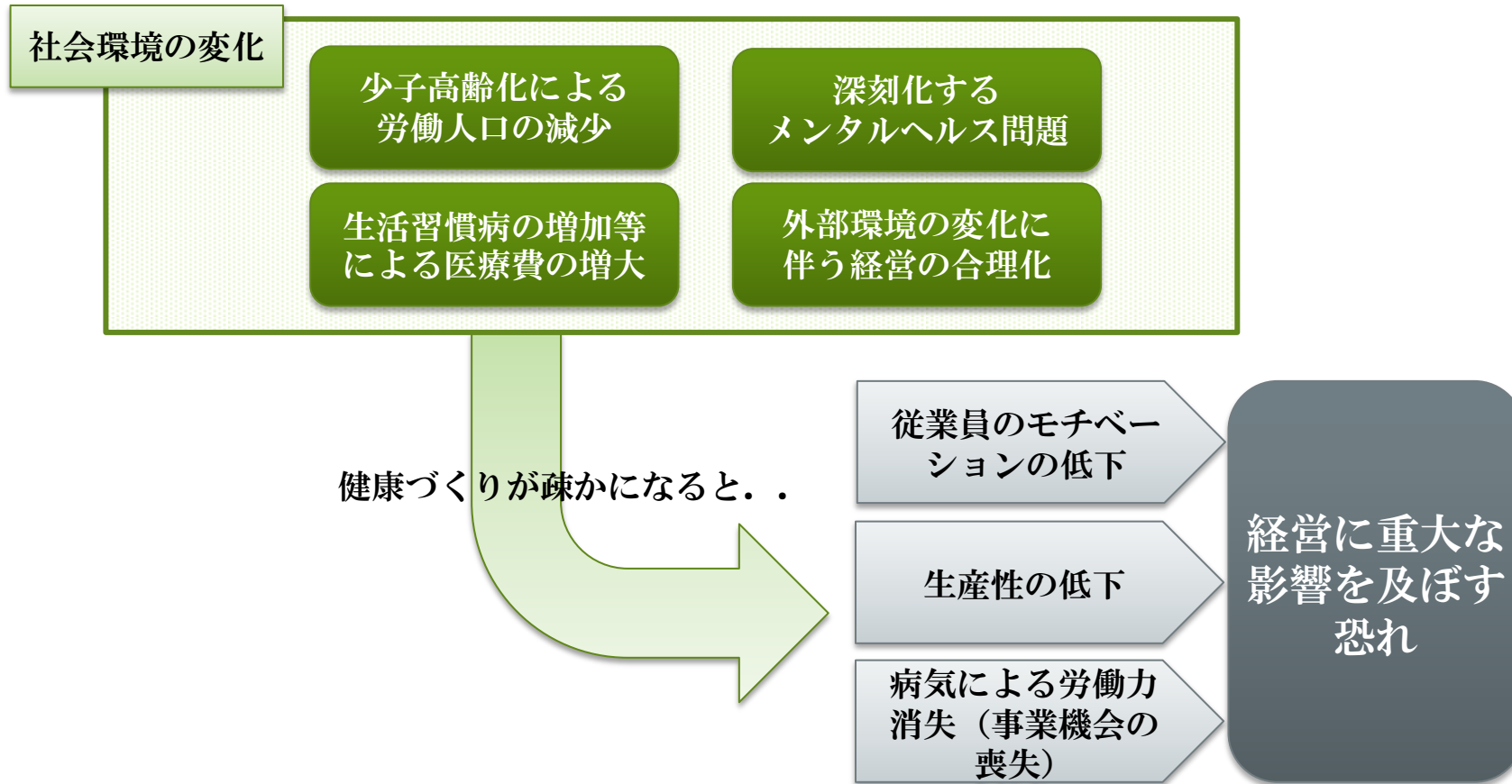
項目	実施内容等
4. 組織運営及び業務改革	・調達審査委員会及び支部独自の契約審査会による適正な調達及び予算執行 ・支部ホームページ等での調達結果の公表による透明性の確保

議題3 健康経営・健康宣言事業所の普及について

1. 企業の健康に係る課題と「健康経営」[®]

「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究所の登録商標です。

少子高齢化による労働人口の減少、生活習慣病による休業者の増加、深刻化するメンタルヘルス問題等、社会環境の変化が経営に大きな影響を与えています。企業にとって、従業員の健康保持・増進に主体的に関与することが必要になっています。



「健康経営」は、従業員の健康づくり(人財への投資)を積極的に行うことで、生産性・収益性を高めていくという考え方です

人財への投資は、下記のようなメリットが考えられ、生産性の向上や企業のリスクマネジメントとしても重要であると考えます。

健康経営のメリット

生産性向上

- ・モチベーションの向上
 - ・欠勤率の低下
 - ・業務効率の向上
- など

負担軽減

- ・健康保険料負担の抑制
- など

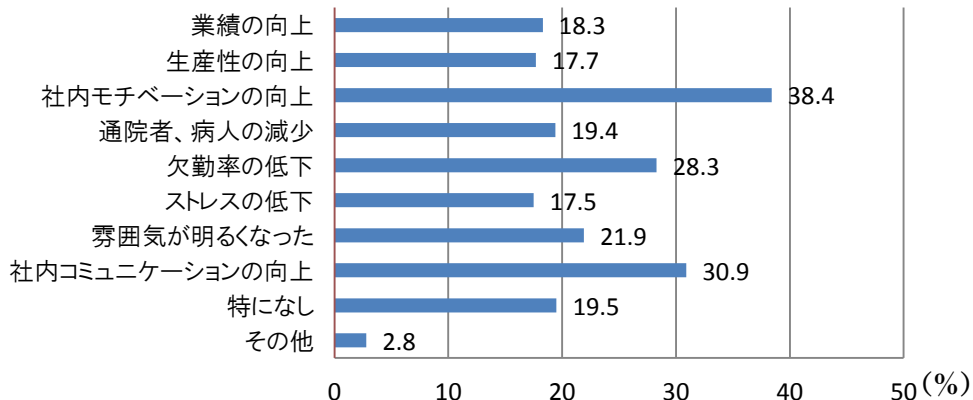
イメージアップ

- ・企業イメージの向上
 - ・優秀な人材の確保
- など

リスクマネジメント

- ・事故・不祥事の予防
 - ・労災発生の予防
- など

従業員の健康増進が企業に与える効果



2005年東京商工会議所国民健康づくり委員会アンケート結果より

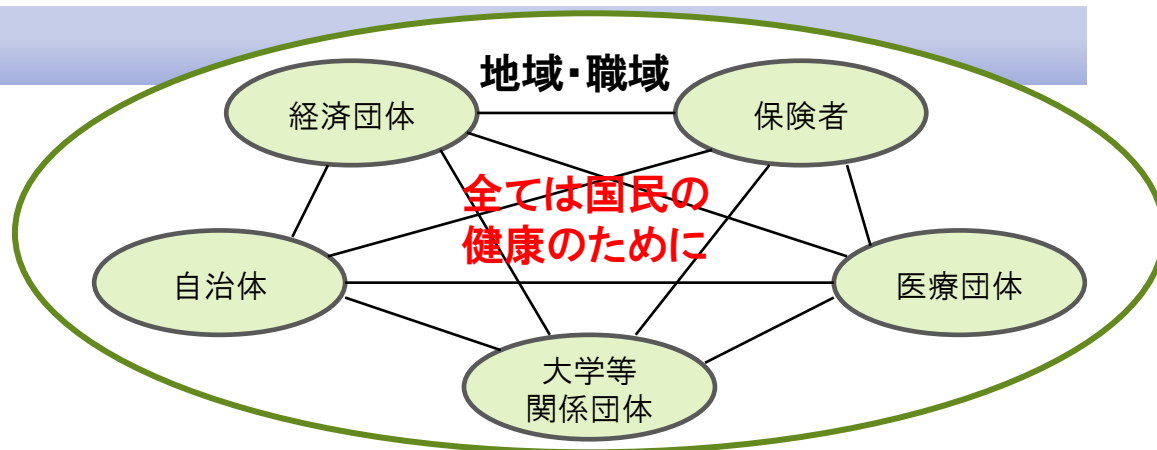
2. 健康経営拡大の機運

健康経営に取り組む企業を評価しようという動きが広がっています。

① 日本健康会議

日本健康会議は、国民一人ひとりの健康寿命延伸と医療費適正化について、経済団体、保険者、自治体、医療団体等が連携し、具体的な対応策を実現していくために組織されました。(平成27年7月)

活動指針として、次のように宣言をしています。



『健康なまち・職場づくり宣言2020』(抜粋)

「宣言4」健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

「宣言5」協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

健康寿命の延伸につなげるため、経済団体、保険者、自治体、医療団体等が連携して、健康経営の普及活動が展開されています。

② 健康経営銘柄

経済産業省が、日本再興戦略「国民の健康寿命の延伸」に向けた取組の一つとして、東京証券取引所の上場会社の中から、優れた「健康経営」を実施している企業を東京証券取引所と共同で選定。長期的な視点からの**企業価値の向上**を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介。

③ 日本政策投資銀行(DBJ)の健康経営格付融資

健康経営の取組度合いを点数化し、融資条件に反映。

④ 健康寿命を延ばそう！アワード

国民の健康寿命の延伸を目的とした「Smart Life Project」の一環で、厚生労働省が創設。自治体や団体部門のほか企業部門が設けられている。

健康経営に取り組む企業が社会で評価される仕組み

岡山支部は、関係機関と連携して、健康経営に取り組む事業所が社会に評価される仕組みづくり(インセンティブ)を構築します。

例えば・・・

- 岡山県との協働事業
健康宣言や健康経営事業のうち、事業所での健康づくりにおいて特に優れた取組を行った事業所への県知事表彰
- 金融機関との協働事業
岡山支部が認定した健康宣言事業所への融資利率の優遇、健診受診者への預金金利等の優遇
- メディアでの公表
健康経営実践事業所として事業所イメージの向上

3. 健康経営の取組事例

健康経営の取り組みは、中小企業では、事業主の意向が浸透しやすく、また従業員相互で影響を与え合うため、大企業と比較して効果が表れやすいと考えます。

ここでは、協会けんぽや健康保険組合で実施された、健康経営の主な取組事例をご紹介します。

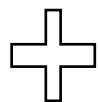
	主な取組事例
独自の健康調査・ 情報提供	<ul style="list-style-type: none">・健診データに基づき糖尿病にかかるリスク等を従業員に周知・セミナーによる啓発
食習慣の改善	<ul style="list-style-type: none">・従業員向けに野菜の多いお弁当の手配・自販機の飲料を特保飲料やお茶・水に替える
運動習慣等の定着	<ul style="list-style-type: none">・従業員やその家族宛てに禁煙・健康増進(ウォーキング)に参加していただくよう依頼・社歌に合わせたオリジナルの体操を作成し、毎朝実施・社長自らが率先して運動したり禁煙したりするなど、行動で示す
職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none">・昼食時間の確保・歯磨きができる環境・食堂に血圧計・体脂肪計を設置・カウンセリングの利用率を高めるため、従業員全員の体験カウンセリングを実施

4. 健康経営普及のための岡山支部の取組

健康経営普及のために、岡山支部では次のような取組を実施予定です。

●保健事業

- ・健康診査の実施
- ・特定保健指導の実施
- ・データヘルス計画(重症化予防、受診勧奨対策)



●県や経済関係団体、マスコミ等と連携したセミナーの開催

健康経営に関するセミナー等を県や経済関係団体等と共同で開催。そのほかにも関係団体等と連携したアプローチ方法を随時、検討の上、実施。

●事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成

データ分析の結果や健康づくりのためのメニューを事業主に提供し、協会けんぽと事業主との協働での健康づくりへの取組。

●対話集会での意見交換等

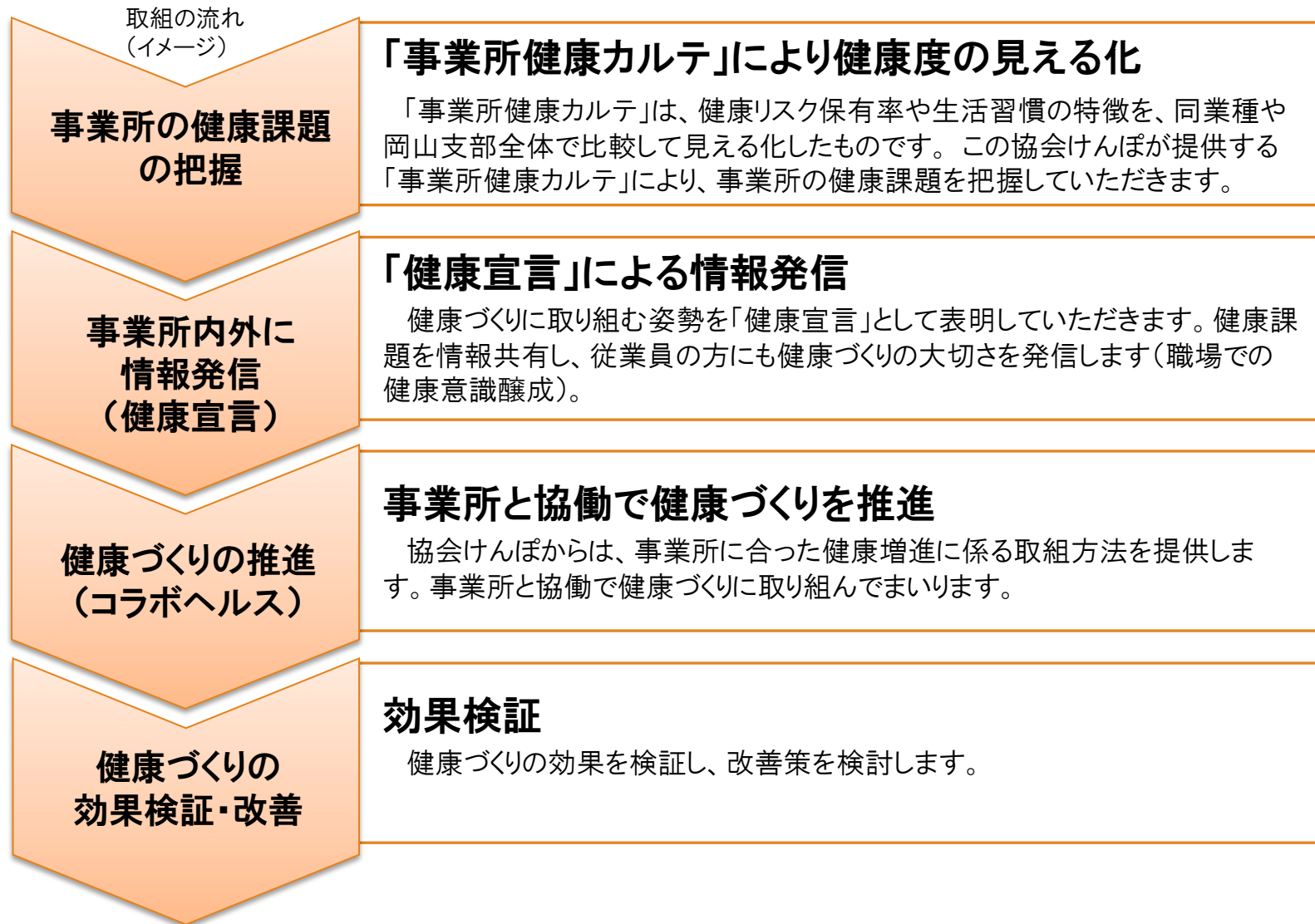
対話集会では事業主との意見交換を通じて、従業員の健康増進が事業所の経営面でも成果が期待できることを認識いただき、健康経営の普及を図る。各種研修会場等での「健康宣言」事業所の募集。

●健康宣言事業所数の拡大に資する広報

定期的な広報媒体を活用した広報のほか、「健康経営」に関する内容等を記載したパンフレットを作成・配布。

5. 健康経営の普及に向けた流れ

事業所が健康経営を推進していく上で、岡山支部は次の点をサポートしていきます。



議題4

その他

● 職員端末の外部との不審な通信に関する事実確認結果と情報セキュリティ等の強化策について

1. はじめに

全国健康保険協会(以下「協会」といいます。)では、4台の職員端末が外部との不審な通信を行っていたことが本年6月16日に判明し、同17日に公表しました。

以下では、詳細な事実関係として個人情報の漏えいの有無及び不審通信を行っていた端末に保管されていた個人情報の内容についての確認結果並びに情報セキュリティ及び個人情報保護の強化策を報告します。

2. 個人情報漏えいの有無と4台の端末に保管されていた個人情報

- 協会の通信記録や不審通信を行った端末などに対する詳細な事実確認の結果、協会からの外部への個人情報の漏えいは確認されませんでした。
- 個人情報の漏えいは確認されなかったものの、埼玉支部及び熊本支部並びに本部の4台の端末には、一部保険証の記号番号を含めた約70.7万人分の協会加入者分の個人情報が暗号化やパスワードの設定なしに保管されていました。こうした扱いは協会の内規上不適切なものです。

3. 情報セキュリティ及び個人情報保護の強化策

今回の事案を踏まえ、以下の情報セキュリティ及び個人情報保護の強化策を実施していきます。

- ① 個人情報等の適正な管理と職員の教育
- ② 基幹系・情報系とは別システムによるインターネット接続(27年度末目途より接続開始)
- ③ 協会のインシデント対応の強化(②と同時期を目途にチームを設置)
- ④ 協会経営におけるリスク評価・管理の在り方の検討